

○津山工業高等専門学校学則

昭和 38 年 4 月 1 日
学 則 第 1 号

改正	昭和 39 年 4 月 1 日学則第 1 号	昭和 41 年 4 月 1 日学則第 2 号
	昭和 42 年 4 月 1 日学則第 3 号	昭和 46 年 4 月 1 日学則第 4 号
	昭和 47 年 4 月 1 日学則第 3 号	昭和 49 年 4 月 1 日学則第 5 号
	昭和 50 年 4 月 1 日学則第 1 号	昭和 51 年 4 月 1 日学則第 2 号
	昭和 51 年 7 月 8 日学則第 8 号	昭和 52 年 4 月 1 日学則第 1 号
	昭和 53 年 1 月 31 日学則第 1 号	昭和 53 年 4 月 1 日学則第 6 号
	昭和 54 年 4 月 1 日学則第 2 号	昭和 55 年 2 月 7 日学則第 1 号
	昭和 55 年 2 月 7 日学則第 2 号	昭和 55 年 4 月 1 日学則第 3 号
	昭和 55 年 9 月 27 日学則第 4 号	昭和 57 年 6 月 11 日学則第 1 号
	昭和 59 年 11 月 17 日学則第 1 号	昭和 59 年 12 月 17 日学則第 2 号
	昭和 60 年 1 月 18 日学則第 1 号	昭和 61 年 4 月 1 日学則第 1 号
	昭和 62 年 3 月 2 日学則第 1 号	昭和 63 年 7 月 15 日学則第 1 号
	平成元年 7 月 19 日学則第 1 号	平成 3 年 2 月 8 日学則第 1 号
	平成 3 年 3 月 27 日学則第 2 号	平成 3 年 4 月 1 日学則第 3 号
	平成 4 年 3 月 25 日学則第 1 号	平成 8 年 4 月 1 日学則第 1 号
	平成 9 年 4 月 1 日学則第 1 号	平成 10 年 4 月 1 日学則第 1 号
	平成 11 年 4 月 1 日学則第 1 号	平成 11 年 4 月 1 日学則第 2 号
	平成 12 年 3 月 21 日学則第 3 号	平成 13 年 1 月 6 日学則第 1 号
	平成 14 年 1 月 28 日学則第 1 号	平成 14 年 9 月 24 日学則第 1 号
	平成 15 年 1 月 28 日学則第 1 号	平成 15 年 1 月 28 日学則第 2 号
	平成 15 年 8 月 26 日学則第 3 号	平成 16 年 4 月 1 日学則第 1 号
	平成 16 年 8 月 31 日学則第 2 号	平成 17 年 9 月 27 日学則第 1 号
	平成 19 年 1 月 30 日学則第 1 号	平成 19 年 8 月 28 日学則第 2 号
	平成 20 年 1 月 29 日学則第 1 号	平成 20 年 2 月 26 日学則第 2 号
	平成 21 年 1 月 27 日学則第 1 号	平成 21 年 8 月 25 日学則第 2 号
	平成 21 年 9 月 16 日学則第 3 号	平成 22 年 8 月 24 日学則第 1 号
	平成 23 年 9 月 9 日学則第 1 号	平成 24 年 9 月 25 日学則第 1 号
	平成 26 年 5 月 21 日学則第 1 号	平成 26 年 9 月 3 日学則第 2 号

平成 28 年 3 月 18 日学則第 1 号
平成 28 年 4 月 27 日学則第 3 号
平成 30 年 9 月 19 日学則第 1 号
令和 2 年 3 月 25 日学則第 1 号
令和 2 年 9 月 9 日学則第 3 号
令和 3 年 2 月 26 日学則第 2 号
令和 4 年 1 月 19 日学則第 1 号
令和 5 年 3 月 24 日学則第 2 号

平成 28 年 3 月 18 日学則第 2 号
平成 28 年 9 月 28 日学則第 4 号
平成 31 年 3 月 27 日学則第 1 号
令和 2 年 7 月 22 日学則第 2 号
令和 3 年 1 月 20 日学則第 1 号
令和 3 年 10 月 27 日学則第 3 号
令和 5 年 2 月 22 日学則第 1 号

第 1 章 本校の目的

第 1 条 本校は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）の精神にのっとり、及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

第 2 章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

第 2 条 修業年限は、5 年とする。

第 2 条の 2 在学の期間は、前条に規定する修業年限（第 2 学年以上に入学した者は修業年限から入学した 1 学年前の学年数を減じた数）の 2 倍を超えることはできない。

第 3 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 4 条 学年を分けて、次の 2 期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から 3 月 31 日まで

第 5 条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 開校記念日 4 月 20 日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業
- (7) 学年末休業

2 前項第 4 号から第 7 号までに規定する休業日の終始及び臨時の休業日は、校長がそのつど定める。

第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 学科，入学定員及び教職員組織

第7条 本校に，総合理工学科を置く。

2 高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）第3条の規定に基づき，前項に規定する学科の人材の養成に関する目的その他の教育上の目的を，確かな基礎科学を基盤とした高い専門性を身につけるとともに，分野横断的な融合力を備え，複雑・多様化する科学技術に対して具体的な課題の探求と解決策を提示でき，かつ人間や環境に対してグローバルな視点を有する人間性豊かな人材を育成することと定める。

3 前項に規定する学科に，第2学年から次の系を設ける。

- (1) 先進科学系
- (2) 機械システム系
- (3) 電気電子システム系
- (4) 情報システム系

4 前項の系の選択，決定方法等については，別に定める。

第7条の2 学科及び入学定員は，次のとおりとする。

学科	入学定員
総合理工学科	160人

第8条 本校に，校長，教授，准教授，講師，助教，事務職員及び技術職員を置く。

2 職員の職務は，法その他法令の定めるところによる。

第9条 本校に教務主事，学生主事及び寮務主事を置く。

2 教務主事は，校長の命を受け，教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

3 学生主事は，校長の命を受け，学生の学生生活に関すること（寮務主事の所掌に関するものを除く。）を掌理する。

4 寮務主事は，校長の命を受け，寄宿舎における学生の学生生活に関することを掌理する。

第10条 本校に，庶務，会計及び学生の学生生活に関する事務を処理するため，事務部を置く。

第10条の2 本校に，教育研究に係る技術支援業務を行うため，技術部を置く。

第11条 前3条に規定するもののほか，本校の内部組織は，別に定めるところによる。

第4章 教育課程等

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第13条 教育課程は、授業科目及び特別活動により体系的に編成するものとする。

2 学年ごとの授業科目及び単位数並びにその履修方法は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

3 各授業科目の単位数は、30単位時間（1単位時間は、標準50分とする。第7項において同じ。）の履修を1単位として計算するものとする。

ただし、2単位時間連続の授業の場合は、2単位時間を標準90分とする。

4 前項の規定にかかわらず、本校が定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。

（1）講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

（2）実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

5 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。

6 第3項及び第4項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

7 特別活動は、第1学年から第3学年までの各学年30単位時間計90単位時間以上実施する。

第13条の2 校長は、授業を文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

2 校長は、授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる場合も同様とする。

第14条 各学年の課程修了又は卒業を認定するに当たっては、学生の学業成績のほか特別活動の状況を併せ評価して行うものとする。

第15条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る授業科目を再履修するものとする。

第15条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校にお

いて履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第 15 条の 3 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

2 前項の規定により認定することができる単位数は、前条により修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

3 前 2 項に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 章 入学、転科、休学、退学、転学、留学及び卒業

第 16 条 入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 中学校を卒業した者

(2) 中等教育学校の前期課程を修了した者

(3) 義務教育学校の後期課程を修了した者

(4) 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(7) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(8) その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第 17 条 校長は、入学志願者について学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。

2 入学者の選抜は、前項の選抜方法によるほか、校長の定めるところにより、入学定員の一部について、中学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し、中学校長から送付された調査書を主な資料として、総合的に判定する方法によることもできる。

3 校長は、前 2 項の選抜の結果に基づき、第 39 条に規定する入学料を納付した者に対して入学を許可する。入学料免除又は徴収猶予の願書を受理された者についても、同様とする。

第 18 条 第 1 学年の途中、又は第 2 学年以上に入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があ

ると認められる場合に限り、前条の規定に準じて、相当学年に入学を許可することがある。

第19条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学中の保護者等と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

2 前項の手続を終了しない者があるときは、校長は、その入学の許可を取り消すことがある。

第20条 (削除)

第21条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて休学することができる。

第21条の2 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることがある。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、第2条及び第2条の2に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

第22条 休学した者は、休学の事由がなくなったときは、校長の許可を受けて復学することができる。

第23条 学生に伝染病その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

第24条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で再入学を希望する者があるときは、校長は、選考の上相当学年に入学を許可することがある。

第25条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

第25条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、60単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

4 前3項に関し、必要な事項は別に定める。

第26条 全学年の課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

2 全課程の修了の認定に必要な単位数は、167 単位以上（そのうち、一般科目については 75 単位以上、専門科目については 82 単位以上）とする。

第 26 条の 2 本校を卒業した者は、準学士と称することができる。

第 6 章 専攻科

第 27 条 本校に、専攻科を置く。

第 28 条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において、工業に関する高度な専門的知識を教授するとともに、工業技術に関する研究を指導し、すぐれた実践的技術者を養成することを目的とする。

第 29 条 専攻及び入学定員は、次のとおりとする。

機械・制御システム工学専攻 8 人

電子・情報システム工学専攻 8 人

第 30 条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第 132 条の規定により大学に編入学することができる者
- (4) 高等学校の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第 58 条の 2 の規定により大学に編入学することができる者
- (5) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (7) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (8) その他専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第 31 条 校長は、入学志願者に対して、別に定めるところにより選抜の上、入学を許可する。

第 32 条 専攻科の修業年限は、2 年とする。ただし、4 年を超えて在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、校長は、特別な理由がある場合は、学生が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的な教育課程の履修により修了することを申し

出た時は、4年の範囲内で修業年限を超えて履修することを認めることができる。
ただし、6年を超えて在学することはできない。

- 3 前項により計画的な履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。又は第1項の修業年限在学することが予定される学生が、特別な理由により修業年限の変更を希望する場合は、年度を単位とし、校長の承認を受けなければならない。

第33条 専攻科学生の休学期間は、通算して2年を超えることができない。

- 2 休学の期間は、前条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

第34条 授業科目及び単位数等は、別表第3のとおりとする。

第35条 学生は、専攻科に2年以上在学し所定の授業科目を履修し、62単位以上を修得するものとする。

- 2 校長は、前項により所定の科目を修得した者に対し修了を認定し、修了証書を授与する。

第36条 専攻科学生については、第3条から第6条、第12条、第13条の2、第15条の2、第15条の3、第21条、第21条の2第1項、第22条から第24条、第25条の2第1項、同条第2項、第38条から第44条の2、第46条から第47条の2の規定を準用する。この場合において、第15条の2及び第15条の3第2項中「60単位」とあるのは「20単位」と、第25条の2第1項及び同条第2項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは「外国の大学」と、同条第2項中「60単位」とあるのは「20単位」と、第47条の2第3号中「第21条の2」とあるのは「第33条」と読み替えるものとする。

第37条 本章に定めるもののほか、専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

第38条 入学を志望する者は、願書提出と同時に、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号。以下「機構規則」という。）に定める検定料を納付しなければならない。

第39条 入学料の額は、機構規則に定める額とする。

第40条 学生は、機構規則に定める授業料年額を前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期に納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

- 2 前項の授業料は、前期にあつては5月に、後期にあつては10月に納付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該年度の後期に係る授業料は、前期に係る授業料を納付するときに、申し出により併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに、申し出により納付することができる。

第41条 学年の中途において入学（復学を含む。以下この条において同じ。）した者が前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に納付するものとする。

第42条 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは授業料の年額に相当する額の授業料をそれぞれ納付するものとする。

第43条 寄宿舍に入舎している学生は、入舎した日の属する月から退舎する日の属する月までの間、機構規則に定める額の寄宿料を納付するものとする。

第44条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は風水害等の災害を受けた場合、その他やむを得ない事由により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は風水害等の災害を受けた場合、その他やむを得ない事情が認められる場合には、入学料の徴収を猶予することがある。

3 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

4 風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全部を免除することがある。

5 前4項に関し、必要な事項は別に定める。

第44条の2 納付済みの検定料、入学料、授業料及び寄宿料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、申し出により当該授業料に相当する額を還付する。

(1) 第40条第3項の規定により授業料を納付した者が、後期分の授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料に相当する額

(2) 第40条第4項の規定により授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合には、当該授業料に相当する額

第8章 学生準則，賞罰及び除籍

第45条 学生は，この学則に定めるもののほか，別に定める学生準則を遵守しなければならない。

第46条 学生として表彰に値する行為があるときは，表彰することがある。

第47条 教育上必要があるときは，学生に退学，停学，訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし，退学は，次の各号の一に該当する者について行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し，その他学生としての本分に反した者

第47条の2 次の各号の一に該当する者は，校長がこれを除籍する。

- (1) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者
- (2) 学年の課程修了が見込めない者
- (3) 第21条の2に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 授業料の納付を怠り，督促してもなお納入しない者
- (5) 第17条第3項に規定する入学料免除又は徴収猶予の願書を受理された者のうち，免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者で，所定の期日までに入学料を納付しない者

第9章 寄宿舍

第48条 本校に寄宿舍を設ける。

2 寄宿舍の運営その他必要な事項は，別に定める。

第10章 公開講座

第49条 本校に，公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する規程は，別に定める。

第11章 外国人留学生

第50条 外国人で，本校に入学を志願する者があるときは，選考の上，外国人留学生として，相当学年に入学を許可することがある。

2 外国人留学生は，定員外とすることができる。

第51条 外国人留学生に関し必要な事項は，別に定める。

第12章 研究生，聴講生及び科目等履修生

第52条 本校において、特定の事項に関して研究を志願する者があるときは、本校の教育研究に支障がない場合に限り選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の取扱いについては、別に定める。

第53条 本校において、開設する授業科目の聴講を志願する者があるときは、本校の教育研究に支障がない場合に限り選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生の取扱いについては、別に定める。

第54条 本校において開設する一又は複数の授業科目の単位修得を目的として、その履修を志願する者があるときは、本校の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 前項の科目等履修生が授業科目を履修した場合は、単位の修得を認定することができる。

3 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年4月1日学則第1号）

この学則は、昭和39年4月1日施行する。

附 則（昭和41年4月1日学則第2号）

1 この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

2 昭和41年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第38条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和42年4月1日学則第3号）

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年4月1日学則第4号）

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年4月1日学則第3号）

1 この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の際現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の津山工業高等専門学校学則（以下「改正後の学則」という。）第40条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この学則の施行の日以後において転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、改正後の学則第40条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次

の在学者に係る額と同額とする。

- 4 昭和 47 年度において、入学した者から徴収する同年度に係る授業料の額は、学則第 40 条第 1 項の規定にかかわらず、次の表に定める前期及び後期の額を合わせた額とし、当該前期又は後期の額を前期又は後期において徴収するものとする。

前期 4,800 円

後期 9,600 円

- 5 前項の規定が適用されるものについて学則第 41 条の規定を適用する場合には、昭和 47 年度に限り、同条中「授業料の年額の 12 分の 1」とあるのは「当該前期又は後期において徴収する授業料の額の 6 分の 1」とする。

- 6 第 4 項の規定が適用される者について、学則第 42 条の規定を適用する場合には、昭和 47 年度に限り、同条中「授業料の年額の 2 分の 1 に相当する額」とあるのは「前期において徴収する授業料の額」とする。

- 7 昭和 47 年度における入学を許可される者に係る入学料の額は、学則第 39 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 8 昭和 47 年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、学則第 38 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和 49 年 4 月 1 日学則第 5 号）

この学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 4 月 1 日学則第 1 号）

この学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 4 月 1 日学則第 2 号）

- 1 この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日（次頁において「施行日」という。）から施行し、改正後の第 44 条第 1 項の規定は、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 施行日の前日に在学する者の休学期間については、改正後の第 21 条の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（昭和 51 年 7 月 8 日学則第 8 号）

- 1 この学則は、昭和 51 年 7 月 8 日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 昭和 51 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の津山工業高等専門学校学則（以下「改正後の学則」という。）第 40 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この学則の施行の日以後において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、改正後の学則第 40 条第 1 項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

- 4 昭和 51 年度において、入学した者（以下「昭和 51 年度入学者」という。）から徴収する同年度に係る授業料の額は、改正後の学則第 40 条第 1 項の規定にかかわらず、次に定める前期及び後期の額を合わせた額とし、次に定める前期及び後期の額をそれぞれの期において徴収するものとする。

前期 9,600 円

後期 21,600 円

- 5 昭和 51 年度入学者について学則第 41 条の規定を適用する場合においては、昭和 51 年度に限り、同条中「授業料の年額の 12 分の 1」とあるのは、「前期又は後期において徴収する授業料の 6 分の 1」とする。
- 6 前 2 項の規定が適用される者について学則第 42 条の規定を適用する場合においては、昭和 51 年度に限り、同条中「授業料の年額の 2 分の 1 に相当する額」とあるのは「前期において徴収する授業料の額」とする。

附 則（昭和 52 年 4 月 1 日学則第 1 号）

この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行の日において第 2 学年以上に在学する者が属すべき学年の授業科目等については、改正後の第 13 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和 53 年 1 月 31 日学則第 1 号）

- 1 この学則は、昭和 53 年 1 月 31 日から施行する。
- 2 昭和 52 年度における入学を許可される者に係る入学料の額は、学則第 39 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和 52 年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、学則第 38 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和 53 年 4 月 1 日学則第 6 号）

- 1 この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 53 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の津山工業高等専門学校学則（以下「改正後の学則」という。）第 40 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以後において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、改正後の学則第 40 条第 1 項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則（昭和 54 年 4 月 1 日学則第 2 号）

- 1 この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 54 年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は学則第 38 条

の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（昭和 55 年 2 月 7 日学則第 2 号）

この学則は，昭和 55 年 2 月 7 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 4 月 1 日学則第 3 号）

この学則は，昭和 55 年 4 月 18 日から施行し，昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 55 年 9 月 27 日学則第 4 号）

この学則は，昭和 55 年 9 月 27 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 6 月 11 日学則第 1 号）

この学則は，昭和 57 年 6 月 11 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 11 月 17 日学則第 1 号）

この学則は，昭和 59 年 11 月 17 日から施行し，昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 59 年 12 月 17 日学則第 2 号）

この学則は，昭和 59 年 12 月 17 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 1 月 18 日学則第 1 号）

- 1 この学則は，昭和 60 年 1 月 18 日から施行し，昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 59 年度において，第 2 学年以上の学年に在学する者については，なお従前の例による。

附 則（昭和 61 年 4 月 1 日学則第 1 号）

- 1 この学則は，昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 61 年 3 月 31 日において現に存する金属工学科については，改正後の第 7 条の規定にかかわらず，昭和 60 年度以前に当該学科に入学した者及び学則第 18 条，第 20 条，第 24 条第 2 項並びに第 50 条の規定により当該学科に入学又は転科を許可された者が，当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 3 昭和 60 年度以前の入学者に係る教育課程等については，改正後の第 13 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 4 学則第 18 条，第 24 条第 2 項及び第 50 条の規定により，前項の適用者と同一学年に入学した者に係る教育課程等については，同項の例による。

附 則（昭和 62 年 3 月 2 日学則第 1 号）

この学則は，昭和 62 年 3 月 2 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 7 月 15 日学則第 1 号）

この学則は，昭和 63 年 7 月 15 日から施行する。

附 則（平成元年7月19日学則第1号）

この学則は、平成元年7月19日から施行する。

附 則（平成3年2月8日学則第1号）

この学則は、平成3年2月8日から施行する。

附 則（平成3年3月27日学則第2号）

この学則は、平成3年3月27日から施行する。

附 則（平成3年4月1日学則第3号）

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年度において、第2学年以上に在学する者に係る学科、学級数及び入学定員については、第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成3年度において、第2学年以上に在学する者に係る教育課程等については、改正後の第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 学則第18条、第24条第2項及び第50条の規定により、前項の適用者と同一学年に入学した者に係る教育課程等については、同項の例による。

附 則（平成4年3月25日学則第1号）

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の日以後において、第18条、第24条第2項及び第50条の規定により、入学した者に係る教育課程については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則（平成8年4月1日学則第1号）

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の日以後において、第18条、第24条第2項及び第50条の規定により、入学した者に係る教育課程については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則（平成9年4月1日学則第1号）

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日学則第1号）

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日学則第1号）

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日学則第2号）

この学則は、平成11年5月21日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成12年3月21日学則第3号）

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 1 月 6 日学則第 1 号）

この学則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 14 年 1 月 28 日学則第 1 号）

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 9 月 24 日学則第 1 号）

この学則は、平成 14 年 9 月 24 日から施行する。

附 則（平成 15 年 1 月 28 日学則第 1 号）

この学則は、平成 15 年 1 月 28 日から施行する。

附 則（平成 15 年 1 月 28 日学則第 2 号）

- 1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年 3 月 31 日において現に存する電気工学科については、改正後の第 7 条の規定にかかわらず、平成 14 年度以前に当該学科に入学した者及び学則第 18 条、第 20 条、第 24 条第 2 項並びに第 50 条の規定により当該学科に入学又は転科を許可された者が、当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成 14 年度以前の入学者に係る教育課程等については、改正後の第 13 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 学則第 18 条、第 24 条第 2 項及び第 50 条の規定により、前項の適用者と同一学年に入学した者に係る教育課程等については、同項の例による。

附 則（平成 15 年 8 月 26 日学則第 3 号）

- 1 この学則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 附則 1 にかかわらず別表第 1 及び 2 については平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日学則第 1 号）

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 8 月 31 日学則第 2 号）

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年度以前の入学者については、改正後の津山工業高等専門学校学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以後において、第 18 条、第 24 条第 2 項及び第 50 条の規定により入学した者に係る教育課程については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則（平成 17 年 9 月 27 日学則第 1 号）

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 30 日学則第 1 号）

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 8 月 28 日学則第 2 号）

この学則は、平成 19 年 8 月 28 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 1 月 29 日学則第 1 号）

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 26 日学則第 2 号）

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 1 月 27 日学則第 1 号）

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 8 月 25 日学則第 2 号）

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 16 日学則第 3 号）

1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 附則 1 にかかわらず第 16 条の規定については平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 8 月 24 日学則第 1 号）

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 9 日学則第 1 号）

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 25 日学則第 1 号）

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 21 日学則第 1 号）

この学則は、平成 26 年 5 月 21 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 9 月 3 日学則第 2 号）

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 3 日学則第 2 号）

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 18 日学則第 1 号）

この学則は、平成 28 年 3 月 18 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 18 日学則第 2 号）

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日において現に存する機械工学科，電気電子工学科，電子制御工学科，情報工学科については，改正後の津山工業高等専門学校学則（以下「改正後の学則」という。）第 7 条の規定にかかわらず，平成 27 年度以前に当該学科に入学した者並びに改正後の学則第 18 条，第 20 条，第 24 条第 2 項及び第 50 条の規定により当該学科に入学した者が，当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 3 前項の適用者に係る教育課程等については，改正後の学則第 13 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 4 平成 27 年度以前の入学者に係る転科については，改正前の津山工業高等専門学校学則第 20 条の規定及び別に定めるところによる。

附 則（平成 28 年 4 月 27 日学則第 3 号）

この学則は，平成 28 年 4 月 27 日から施行し，平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 9 月 28 日学則第 4 号）

この学則は，平成 28 年 9 月 28 日から施行する。

附 則（平成 30 年 9 月 19 日学則第 1 号）

この学則は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日学則第 1 号）

この学則は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日学則第 1 号）

この学則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 22 日学則第 2 号）

この学則は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 9 日学則第 3 号）

この学則は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 20 日学則第 1 号）

この学則は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 26 日学則第 2 号）

- 1 この学則は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 附則 1 にかかわらず第 40 条第 2 項の規定については令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 10 月 27 日学則第 3 号）

この学則は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和4年1月19日学則第1号）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月22日学則第1号）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日学則第2号）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。